

事業報告書
(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 隆仁会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島市高麗町7番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2年 3月 5日

(4) 設立登記年月日 平成 2年 3月 12日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		
同		
評議員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	納病院	鹿児島県鹿児島市高麗町7番1号	一般病床 36床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所 甲南	鹿児島市高麗町8番25号	
ヘルパーステーション 甲南	鹿児島市高麗町8番25号	
ディサービスセンター 甲南	鹿児島市高麗町8番25号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月20日 令和2年度決算の決定

令和4年 3月25日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

- 注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 隆仁会
 所在地 鹿児島市高麗町7番1号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	442,108,212
2. 負 債 額	327,839,735
3. 純 資 産 額	114,268,477

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	186,274,140
B 固 定 資 産	255,834,072
C 資 産 合 計 (A+B)	442,108,212
D 負 債 合 計	327,839,735
E 純 資 産 (C-D)	114,268,477

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

様式 3 - 2

法人名 医療法人 隆仁会
所在地 鹿児島市高麗町7番1号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	186,274	I 流動負債	99,323
現金及び預金	122,895	買掛金	2,448
事業未収金	58,336	預り金	1,675
たな卸資産	4,235	未払費用	68,200
前払費用	486	仮受金	
その他の流動資産	322	未払法人税等	
		未払消費税	
		短期借入金	27,000
II 固定資産	255,834		
1 有形固定資産	211,904	II 固定負債	228,517
建物	87,179	長期借入金	227,062
構築物	1,017	役員仮受金	942
医療用器械備品	0	長期未払金	513
その他の器械備品	2,342		
車両及び船舶	0		
土地	121,366		
2 無形固定資産	659		
電話加入権	659	負債合計	327,840
		純資産の部	
		科 目	金 額
3 その他の資産	43,271	I 資本金	29,548
出資金	98	II 資本剰余金	
保証金	106	III 利益剰余金	84,720
保険積立金	666	繰越利益剰余金	84,720
長期前払費用	30		
前払保険料	42,347	IV 評価・換算差額等	
その他投資等	24		
		純資産合計	114,268
資産合計	442,108	負債・純資産合計	442,108

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 隆仁会
所在地 鹿児島市高麗町7番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		272,839
2 事業費用		
(1)事業費	304,023	
(2)本部費		304,023
本来業務事業損失		31,184
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		57,089
2 事業費用		65,080
附帯業務事業損失		7,991
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		39,175
II 事業外収益		
受取利息	8	
その他の事業外収益	8,667	8,675
III 事業外費用		
支払利息	3,102	
その他の事業外費用	0	3,102
経常損失		33,602
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純損失		33,602
法人税・住民税及び事業税		176
法人税等調整額		0
当期純損失		33,778

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 隆仁会
所在地 鹿児島市高麗町7番1号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 隆仁会
理事長 納 邦雄 殿

私は、医療法人 隆仁会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月24日

医療法人 隆仁会

監事 黒岩 隆哉

